

千葉県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年9月17日

千葉市長 熊谷俊人

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	中嶋 亮子	(省略)	訪問医療マッサー ージ KEIROW 新小岩	東京都江戸川区 松島4-19-6	令和2年8月3日
変 更 後			中嶋 亮子	千葉市中央区新宿 2-7-33 タイムズアリーナ 千葉中央 A-716	
	高波 博靖	(省略)	KEiROW 習志 野台中央ステー ション	千葉県船橋市習志 野台1-26-1 2 タウンハウス 習志野台2-10 2	令和2年8月20日
変 更 後			高波 博靖	千葉市花見川区作 新台2-26-7 ジュネパレス千葉 第25-105	
	西村 優一郎	(省略)	くくる整骨院	千葉県習志野市 実糸4-3-15	令和2年8月20日
変 更 後			セレネ整骨院	千葉市緑区おゆみ 野3-13-11 AR1階	